



日本政策金融公庫  
国民生活事業

地域社会の課題解決に取り組むみなさまへ

# ソーシャルビジネス支援資金 のご案内



***Design your Mission***





# 日本政策金融公庫 国民生活事業には、 ソーシャルビジネスに取り組む方の ための融資制度があります。

詳しくは中面をご覧ください。

## ソーシャルビジネスのカタチ

～ソーシャルビジネスはさまざまな形で広がり続けています～

国民生活事業をご利用いただいた方のソーシャルビジネスの取り組み例

### 高齢者の介護

独自のプログラムで、高齢者の  
身体能力の回復を目指す  
リハビリ型デイサービス



### 女性活躍推進

子育て中の母親の社会進出を  
後押しする  
職業教育支援・技能教授



### 商店街の空き店舗対策

若者の居住促進を図るため、  
商店街の空きビルを改修した  
シェアハウス賃貸



### 被災地復興

被災地のコミュニティ再生を  
目的に、地域内外の人々を  
呼び込むカフェサロン



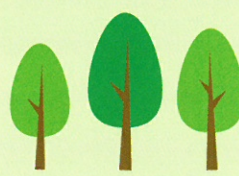
### 子育て支援

遊びの体験を通じて、  
子どもたちの生きる力を育む  
放課後クラブ



### 自然・環境保護

山林保護を目的として、  
観光客向けに植林体験や  
自然体験ツアーを企画・運営



### 途上国支援

技術指導により、途上国で  
雇用を創出し、フェアトレードを  
実践する洋服製造業



### 過疎地域の活性化

地域振興のために、  
地産品を用いた地域ブランド  
商品を開発する食品製造業



### 障がい者の就労支援

障がい者が働くための  
パン工房を併設した  
就労継続支援事業所





●ソーシャルビジネスに取り組む中小企業・小規模事業者、NPOのみなさまを資金面からサポートします。

## 「ソーシャルビジネス支援資金（企業活力強化貸付）」の概要

|                    |                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                       |       |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ご利用<br>いただける方      | 次の1または2に該当する方                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                       |       |
|                    | 1 NPO法人<br>2 NPO法人以外であって、次の（1）または（2）に該当する方<br>（1）保育サービス事業、介護サービス事業等 <sup>（注1）</sup> を営む方<br>（2）社会的課題の解決を目的とする事業 <sup>（注2）</sup> を営む方 |                                                                                                                                                                                                       |       |
| お使いみち              | 事業を行うために必要な設備資金及び運転資金                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                       |       |
| 融資限度額              | 担保なし                                                                                                                                 |  4,800万円<br> 3,000万円（うち運転資金1,500万円） |       |
|                    | 担保あり                                                                                                                                 | 7,200万円（うち運転資金4,800万円）                                                                                                                                                                                |       |
| ご返済期間<br>（うち措置期間）  | 設備資金                                                                                                                                 | 20年以内（2年以内）                                                                                                                                                                                           |       |
|                    | 運転資金                                                                                                                                 | 7年以内（2年以内）                                                                                                                                                                                            |       |
| 利率 <sup>（注3）</sup> | NPO法人                                                                                                                                | ア 保育サービス事業、介護サービス事業等を営む方                                                                                                                                                                              | 特別利率C |
|                    |                                                                                                                                      | イ 認定NPO法人（特例認定NPO法人を含みます。）                                                                                                                                                                            | 特別利率A |
|                    |                                                                                                                                      | ウ 社会的課題の解決を目的とする事業を営む方                                                                                                                                                                                |       |
|                    |                                                                                                                                      | エ 上記ア～ウに該当しない方                                                                                                                                                                                        | 基準利率  |
|                    | NPO法人<br>以外                                                                                                                          | ア 保育サービス事業、介護サービス事業等を営む方                                                                                                                                                                              | 特別利率C |
|                    |                                                                                                                                      | イ 社会的課題の解決を目的とする事業を営む方                                                                                                                                                                                | 特別利率A |
| 担保・保証人             | お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。<br><b>NPO法人の特例</b><br>利率を上乗せすることで、代表者の方の保証が不要になります <sup>（注4）</sup> 。                                     |                                                                                                                                                                                                       |       |

（注1）日本標準産業分類における老人福祉・介護事業、児童福祉事業、障がい者福祉事業等を指します。

（注2）日本公庫が定める一定の要件を満たす必要があります。

（注3）ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。また、最新の金利情報は、日本公庫のホームページでもご覧いただくことができます。

（注4）新創業融資制度を適用する方を除きます。また、NPO法人以外の方でも、一定の要件に該当する場合は、代表者の方の保証が不要になります。

●ソーシャルビジネス支援資金とあわせて、次の制度をご利用いただけます。

## 🌸 税務申告を2期以上行っている方

|        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 融資制度   | 担保を不要とする融資                    |
| 担保・保証人 | 担保不要・代表者の方のみの保証（個人営業の方は保証人不要） |

（注）1 これまでの事業実績や事業内容を確認するほか、所得税等を原則として完納していることを確認させていただきます。  
2 実質的な経営者である方や事業承継を予定している方などには、保証をお願いする場合があります。

## 🌱 新たに事業を始める方または事業開始後で税務申告を2期終えていない方

|        |          |
|--------|----------|
| 融資制度   | 新創業融資制度  |
| 担保・保証人 | 担保・保証人不要 |

（注）1 ご利用にあたっては、雇用の創出や勤務経験等、一定の要件に該当することが必要です。なお、本制度の貸付金残高が1,000万円以内（今回のご融資分も含みます。）の方については、本要件を満たすものとします。  
2 事業開始前、または事業開始後で税務申告を終えていない方は、「創業時において創業資金総額の10分の1以上の自己資金を確認できること」等の一定の要件に該当することが必要です。

●ソーシャルビジネス支援資金とあわせて、次の制度をご利用いただけます。

|           |                                                                            |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------|
| 融資制度      | 創業支援貸付利率特例制度                                                               |
| ご利用いただける方 | 新たに事業を始める方または事業を開始して税務申告2期末満の方                                             |
| 低減される利率   | ▲0.2%<br>ただし、次のいずれかに該当する方は、▲0.3%<br>（ア）女性または35歳未満の方<br>（イ）Uターン等により地方で創業する方 |

## ご利用例

送迎用車両の購入や新たに雇用する職員に対する人件費の支払い



事業内容：訪問介護  
 融資金額：500万円  
 ご返済期間：5年  
 毎月のご返済元金：9万円（利息は含みません）

老朽化した事業所の改修工事代金やパソコン等の事務機器の購入



事業内容：若者就労支援（パソコン教室）  
 融資金額：1,000万円  
 ご返済期間：7年  
 毎月のご返済元金：13万円（利息は含みません）

ホームページ開設、チラシ配布等の広告宣伝費、材料等の仕入の支払い



事業内容：コミュニティカフェ（飲食業）  
 融資金額：200万円  
 ご返済期間：3年  
 毎月のご返済元金：6万円（利息は含みません）



# ご利用の手続き

## ご相談 お申込

- 融資制度、お申込手続き等のお問い合わせはお電話にて承っております。  
お気軽にお電話ください。 ※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

事業資金相談ダイヤル



行こうよ！ 公庫  
**0120-154-505**

【受付時間】平日 9:00～19:00 (国民生活事業)

- 支店窓口にお越しいただき、ご相談される場合は、最近2期分の確定申告書・決算書（個人営業の方は申告決算書）や創業計画書をお持ちいただければ、より具体的なご相談を承ります。
- 所定の借入申込書にあわせて、次の書類をご提出いただきます。  
（郵送やホームページでのお申込も可能です。なお、ホームページからお申込いただく場合は、別途書類のご提出をお願いいたします。）〔ホームページアドレス <https://www.jfc.go.jp/>〕

|             |                                                                                                                          |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 個人営業の方      | <input type="checkbox"/> 最近2期分の申告決算書（申告されている場合）                                                                          |
| 法人営業の方      | <input type="checkbox"/> 最近2期分の確定申告書・決算書（勘定科目明細書を含みます。）                                                                  |
|             | <input type="checkbox"/> 最近の試算表（決算後6カ月以上経過している場合または事業を始めたばかりで決算を終えていない方）                                                 |
| 設備資金をお申込の場合 | <input type="checkbox"/> 見積書                                                                                             |
| はじめてご利用される方 | <input type="checkbox"/> 創業計画書（新たに事業を始める方または事業を開始して間もない方。創業計画書は、最寄りの支店やホームページに用意しております。）※創業計画書をご提出いただいた場合、企業概要書の提出は不要です。 |
|             | <input type="checkbox"/> 企業概要書                                                                                           |
|             | <input type="checkbox"/> 法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本（法人営業の方）                                                                    |

## ご面談

- 資金のお使いみちや事業の状況（計画）などについてお話を伺います。  
ご準備いただく書類は、営業状況（計画）や資産・負債の分かる書類などです。
- 事務所や店舗、工場をお訪ねすることがあります。

## ご融資

- ご融資が決まりますと、借用証書など、ご契約に必要な書類をお送りいたします。
- ご契約手続きが完了しますと、ご融資金をご希望の金融機関の口座へ送金いたします。

## ご返済

- ご返済は原則として月賦払いです。
- ご返済方法は、元金均等返済、元利均等返済、ステップ返済などを用意しております。



※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

お申込いただいた後は迅速に対応させていただきます。お申込からご融資が決まるまでの平均所要日数は、2週間程度（土日、祝日を含みます。）です。ただし、ご相談内容やご融資の条件などによっては、多少日数を要する場合があります。お急ぎの場合など詳しくは、最寄りの支店窓口にお気軽にご相談ください。



ホームページでもご利用の  
手続きをご案内しています。

※ ホームページ上で、借入申込書、企業概要書、  
創業計画書のダウンロードができます。